

ドイツにおける消費者保護法規違反に対する法的措置について

東京大学 川出敏裕

I. 消費者保護のための法制度

消費者保護のための一般法は存在しない

↓

消費者保護を目的の1つとする多様な法令により，消費者保護が図られている

◇ 消費者の財産の保護に関わる主要な法律

- ①不正競争防止法
- ②競争制限禁止法

II. 不正競争防止法上の法的措置

1. 法律の目的（1条）

- ①競争者，消費者その他の市場参加者の不正競争からの保護
- ②健全な競争という一般的な利益の保護

2. 違法行為（3条）

- ①不正な取引上の行為であって，競争者，消費者又はその他の市場参加者の利益を顕著に阻害するもの。
- ②消費者に対する取引上の行為であって，事業者に要求される専門的な注意義務に適合しておらず，情報に基づき判断を行う消費者の能力が顕著に阻害され，それにより，消費者をそうでなければ行わないであろう取引上の決定へと導くもの。

3. 法的措置の種類

(1) 刑罰（16条～19条）

ex. 虚偽の表示により消費者を誤認させる広告
⇒2年以下の自由刑又は罰金

(2) 過料（行政制裁金）（20条）

ex. 消費者に対する事前の同意なしの電話による広告
⇒5万ユーロ以下の過料

【所管官庁】電気・ガス・電気通信・郵便及び鉄道のための連邦ネット庁

(3) 消費者団体等による利益剥奪請求 (10 条)

違法な取引上の行為を行った者に対して, 違反行為によって獲得した利益の国庫への引き渡しを請求するもの

⇒消費者への分配は想定されていない

制度上は, 財産を保全するため, 仮差押が可能である

(4) 消費者団体による差止訴訟 (8 条)

*消費者団体等による債権譲渡又は訴訟担当の方法による訴訟

(5) 競争者による損害賠償請求 (9 条)

III. 競争制限禁止法上の法的措置

1. 法律の目的

2. 規制対象行為

①カルテル

②市場支配的地位の濫用及び競争制限的行為

3. 法的措置

刑罰は定められていない

(1) 過料 (行政制裁金) (81 条)

*自然人⇒100 万ユーロ以下

*法人⇒100 万ユーロ又は直近の事業年度における当該企業の総売上高の 10%以下

【所管官庁】連邦カルテル庁

(2) 没収・追徴 (秩序違反法 29 条 a)

(3) 利得の剥奪

①競争当局による処分 (34 条)

②団体による請求 (34 条 a) ⇒競争当局に代わって権限を行使

いずれについても, 消費者への分配は想定されていない

制度上は、財産保全のための仮差押が可能である

(実際の運用)

違反による利得分を含めて過料額を決定することができ、その場合には、利得の剥奪処分はできない。過料額を決定する際には、通常、違反による利得を考慮しているため、利得剥奪処分及び利得剥奪請求は、実際にはほとんど使われていない。

(4) その他の行政処分

IV. 過料制度の概要

1. 犯罪行為と秩序違反行為との区別

(歴史的経緯)

1952年 秩序違反法の成立

自然犯と行政犯の区別を前提に、単に行政的な秩序に反するにすぎない行為(元々は、いわゆる経済統制法規違反が対象)を犯罪とは別個に処理することを目的とする

↓

1968年 交通犯罪の秩序違反行為への転換

1975年 違警罪とされていた多くの行政法規違反が秩序違反行為へ転換

(一般的な区別基準)

刑罰も過料も過去の行為に対する非難であるが、刑罰は、社会倫理的な非難であるのに対し、過料は、義務履行を促すためのものであって、社会倫理的な非難を伴わない

↓

境界領域では、その区別は量的なものでしかなく、ある違反行為を犯罪とするか秩序違反とするかは、立法政策の問題である

2. 秩序違反の実体的成立要件

*犯罪成立要件とほとんど同じ

⇒秩序違反行為とは、過料を定めた構成要件に該当する、違法で非難可能性のある行為である(秩序違反法1条1項)

3. 過料の額

*自然人⇒5ユーロから1000ユーロ(秩序違反法17条1項)。ただし、個々の法律により、それを超える額を定めることができる。

具体的な額は、秩序違反行為の重大性、行為者の非難の程度、行為者の経済状況を考慮して、裁量に基づき決定される(同3項)。

*法人(秩序違反法30条2項)⇒従業員等の行為の種類により区分

(a) 故意による犯罪行為の場合→100万ユーロ以下

- (b) 過失による犯罪行為の場合→50万ユーロ以下
- (c) 秩序違反行為の場合→当該行為に対する過料額の上限

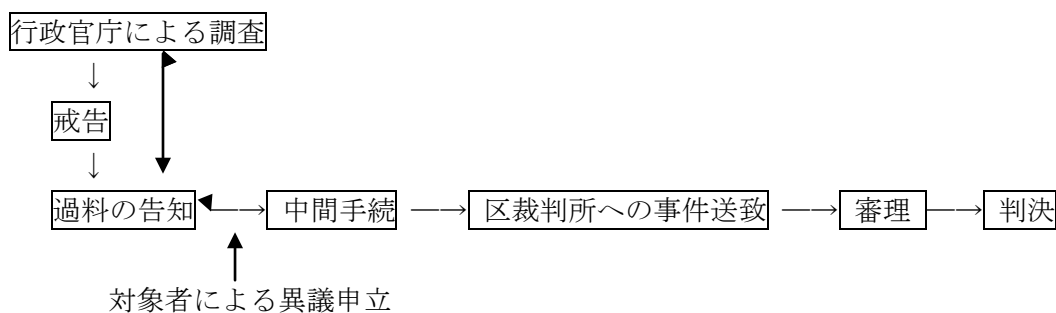
<過料と不法利得との関係>

秩序違反行為によって獲得した利得は、過料として課されなければならない。それゆえ、その額が上記の上限額を超える場合は、利得額に対応した過料を科することができる(同4項)。⇒利得額が過料額の下限となる。

4. 過料賦課手続

刑事手続とは大きく異なる⇒過料手続においては、異議申立がなされた場合は、裁判所によって審理と判決がなされるという前提で、過料を科す権限を、裁判所ではなく管轄行政官庁が持つ

【過料賦課手続の流れ】



*過料告知までの手続

刑事事件における捜査手続と類似している（審判手続ではない）

↑

特別規定がないかぎり、刑事訴訟法の規定が準用される。管轄行政官庁は、原則として、検察官が刑訴法上有するのと同様の権限を持つとともに、対象者にも、原則として、刑事手続上の権利と同様の権利が保障される。

*裁判所での事件の審理

行政官庁による過料告知の当否を審査するのではなく、裁判所により、秩序違反の成立の有無、及び、成立する場合の過料額につき、はじめから審理が行われる。手続は、原則として、略式命令に対して異議が申し立てられた場合の刑訴法の規定が準用される⇒直接主義の緩和、証明基準は同様

5. 没収・追徴（秩序違反法 29 条 a）

↑

*行為者の責任の有無を問わず課することができる